処　　分　　基　　準

令和３年３月５日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：第１２条の３
処 分 の 概 要：調査のための受診命令
原権者（委任先）：福井県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第４条（許可）、同第６条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、同第５条第１項第３号～第５号（許可の基準）、同第９条の１３第１項第１号（年少射撃資格の認定）、同第１２条の３
処　分　基　準： 法第４条若しくは第６条の許可を受けた者又は同第９条の１３の年少射撃資格の認定を受けた者が、法第５条第１項第３号～第５号に該当するかどうかを調査するため必要があると認めるときは、医師の診断を受けるべきことを命ずる。
問 い 合 わ せ 先：福井県警察本部生活安全部生活安全企画課保安係 電話０７７６－２２－２８８０（内線３２１０）
備　　考：